

令和 5 年 10 月 24 日

第 2 回西蒲区コミュニティ協議会会長・事務局長会議

西蒲区役所庁舎整備について

～ 現在地での建替えを基本として計画を進める理由（補足説明）～

1. 主な経緯

(1) 平成 23 年 11 月 西蒲区自治協議会から要望書受理

整備位置：新潟地域振興局巻庁舎あたりが最適地

(2) 平成 23 年 12 月 巻地区まちづくり協議会（現 巻地区コミュニティ協議会）、
巻商工会、巻観光協会の連名要望を受理

整備位置：巻駅隣接地（新潟市所有地）

(3) 平成 28 年度

西蒲区役所庁舎整備勉強会を 5 回開催（委員：西蒲区自治協議会、各地区コミュニティ協議会、西蒲区選出市議会議員等）。

この勉強会からの報告書に添付されていた、「西蒲区役所新庁舎整備候補エリア検討比較表」→ 資料 2

①案 R116 巻中央 I.C. 周辺（自治協議会要望書）

②案 JR 巻駅周辺（まちづくり協議会、商工会、観光協会要望書）

③案 現在地

➡ 「新庁舎を現在地で整備するのが望ましい」との意見集約がなされた。
(参加者全員了承)



旧館



新館

2. 新潟市の公共施設の現状と課題

(1) 新潟市の市民一人当たりの保有面積 → 政令市最大 (図1)

(2) 昭和50年代に整備された施設が多い

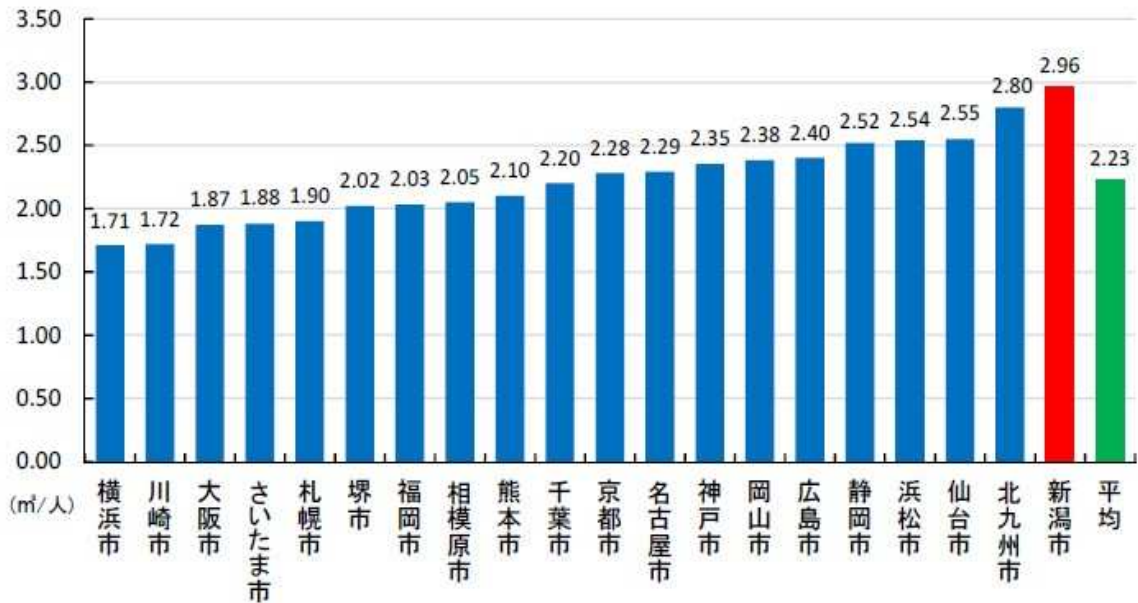
→ 耐用年数の超過・老朽化のため維持管理・更新費用の増加見込み (図2)



公共施設等を今後どのように維持していくかが課題
 今後の人口減少社会などを考慮すると、今ある既存の施設をすべて健全な状態で維持管理・更新し運営するのは、現実的には極めて困難

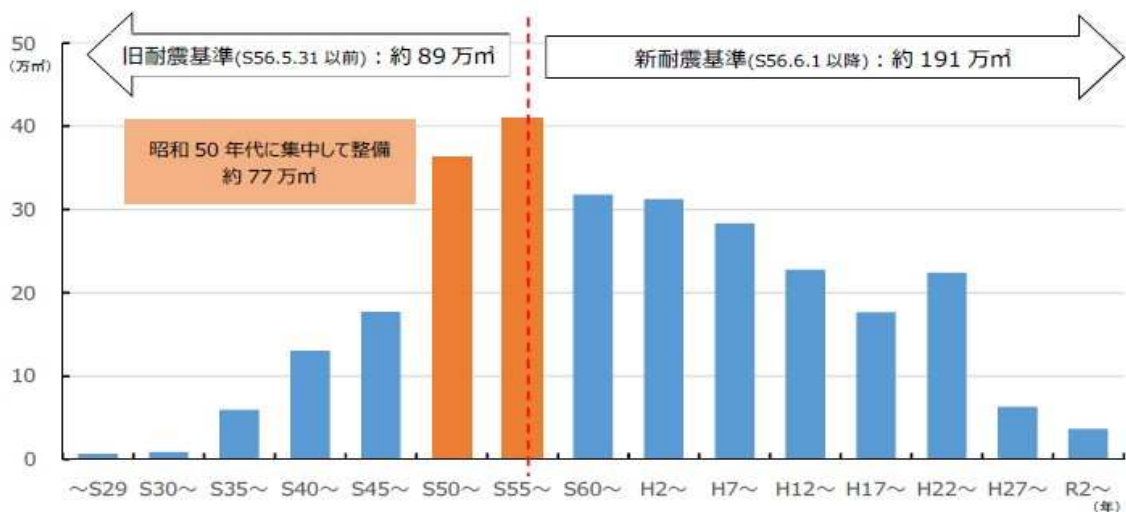
政令指定都市の人口一人当たりの建物保有状況 (図1)

新潟市財産経営推進計画基本方針編 (2022年) より



築年数別に見た新潟市の公共施設の整備状況 (図2)

新潟市財産経営推進計画基本方針編 (2022年) より



3. 新潟市の財政状況

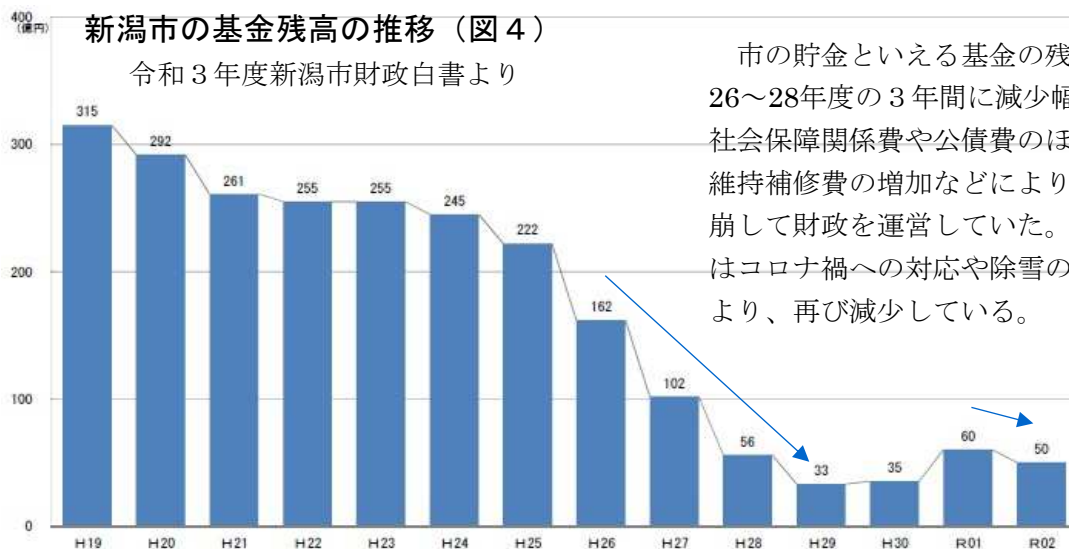
- (1) 人口減少 → 市税の大幅な増収困難
- (2) 少子・高齢化 → 扶助費の増加（医療費など）



新潟市の財政力指数は、政令市の中で最も低い。

※財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標。数値が高いほど財政力が強い団体ということになり、1を超える団体には国からの地方交付税の交付がない。



市の貯金といえる基金の残高は、平成26～28年度の3年間に減少幅が大きく、社会保障関係費や公債費のほか、施設の維持補修費の増加などにより基金を取り崩して財政を運営していた。令和2年度はコロナ禍への対応や除雪の財源対策により、再び減少している。



市の借金といえる市債残高は、普通交付税の振り替わりである臨時財政対策債の増加が目立っている。

4. 前述の2. 3. を踏まえた財産経営の基本方針（「新潟市財産経営推進計画」より）

公共施設等の効率的な管理・利活用を図り、持続可能なまちづくりを目指すため、公共施設については次の2つの基本方針を掲げている。

1 総量削減

2 サービス機能の維持

5. 上記4. を踏まえてこれまでに市役所関係部署で協議してきた内容

（1）新たな土地の取得

西蒲区では、老朽化が進んでいる施設も含め公共施設を多く保有している。

➡ まずは既存の施設・土地の有効活用を優先的に検討すべきであり、安易に土地の取得はするべきではない。これ以上財産を増やすと将来の財政負担が大きくなるため、新たな用地取得は最終的な手段として検討するものであり、最初から用地取得ありきで検討するべきではない。

なお、勉強会報告書の3つの整備候補エリアに関する補足は次のとおり。

①案 巻中央I.C.周辺：近隣には、建設にふさわしい市有地はない。

②案 JR巻駅周辺：駅周辺に市有地はあるが、狭い上に現在商工会の建物がある。そこに区役所を整備する場合は、代替地の検討が必要となる。

（2）既存施設の活用にかかる検討

- ① 現在地での建替えと西蒲区内の出張所への機能移転を比較検討 ➡ 資料3
- ② 区役所近隣の公共施設との統廃合の可能性を検討

6. 災害対応拠点機能に関する考察

（1）発災時に区役所で必要となる機能

- ① 西蒲区災害対策本部室（司令塔としての活動拠点）
- 被害状況の把握
 - 対応の進捗把握
 - 情報の収集・発信
 - 新潟市災害対策本部や関係機関との連絡・調整・会議（Web機能必須）
- ② 災害対策本部要員室（外部からの応援要員の待機・執務・打合せ場所）
- 新潟市役所の応援職員
 - 新潟県内の市町村の応援職員
 - 新潟県外からの応援職員
 - 自衛隊や消防・警察等

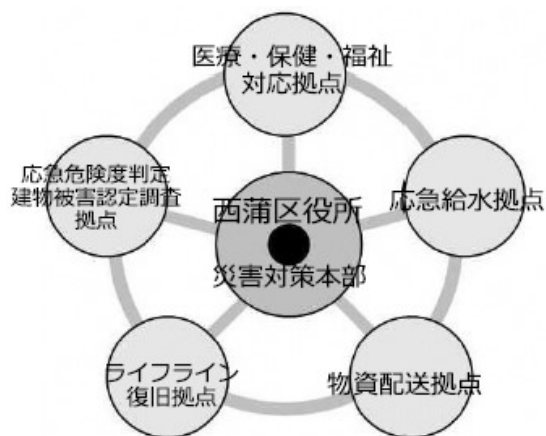
➡ このような会議室を常設するのが理想だが、現実的ではない。平時は普通の会議室として利用し、発災時に短時間で転用できるようにしておくことが現実的。

(2) 発災時に区役所ではなく区内の別の公的な場所を活用して担う機能

- ① 医療・保健・福祉対応拠点
- ② 応急給水拠点
- ③ 物資配送拠点
- ④ ライフライン復旧拠点
- ⑤ 応急危険度判定・建物被害認定調査拠点
- ⑥ 避難所

- ➡ 1) これら災害対応特有の業務すべてを区役所で担おうとすると、
区役所の規模をどんなに大きくしても収まらない。
 2) 活動場所は区内の別の公共施設とする。
 3) それらの司令塔を区役所が務める。

したがって、区役所新庁舎には広大な敷地や、大型車両の乗り入れのための広い周辺道路は必須要件ではないと考える。



内閣府の「中核的な広域防災拠点の必要性及び機能と必要な要件に関する論点」を基に、新潟大学危機管理本部危機管理センター田村圭子教授が作成した資料から引用

西蒲区の避難所等

| 地域名 | 指定避難所 (学校や公民館など) | 一時避難場所 (公園など) |
|-----|---------------------|------------------|
| 岩室 | 7 | 3 |
| 西川 | 10 | 6 |
| 潟東 | 4 | 4 |
| 中之口 | 4 | 8 |
| 巻 | 25 | 2 |
| 合計 | 50 | 23 |

(3) ハザードマップに見る勉強会での3つの候補地の条件 → 資料4